

議案第41号

石岡市火災予防条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市火災予防条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月27日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消防法令に違反する防火対象物の公表制度に係る所要の事項を整備するため。

石岡市火災予防条例の一部を改正する条例

石岡市火災予防条例（平成17年石岡市条例第173号）の一部を次のように改正する。

目次中「第43条―第48条」を「第43条―第49条」に、「第49条・第50条」を「第50条・第51条」に改める。

第50条を第51条とし、第49条を第50条とし、第48条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。